

# 令和6年度採用葛飾区消費生活相談員(会計年度任用職員)募集要項

令和6年11月20日  
葛飾区消費生活センター

## 1 応募資格

採用日現在、次のいずれかの資格等を有し、パソコンの基本動作(エクセル、ワード、インターネット等)ができる方

- (1) 消費生活相談員資格試験に合格した方(令和6年度の同試験を受験中の場合は最終合格を条件とする。)
- (2) 平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき消費生活相談員資格試験に合格したとみなされた方

注：合格したとみなされた方とは、平成28年4月1日時点で3資格(※)のいずれかを有し、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する方

- (ア) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に実務経験が通算1年以上ある方
- (イ) 実務経験が通算1年以上の方のうち、上記(ア)の当該期間内での条件を満たしていないが指定講習過程を修了している方

※3資格：消費生活専門相談員((独)国民生活センター認定)・消費生活アドバイザー((一財)日本産業協会認定)・消費生活コンサルタント((一財)日本消費者協会認定)

- (3) 企業等において、消費者からの相談に関する事務に、引き続き1年以上従事したことを証することができる方

## 2 募集職種及び募集人数

消費生活相談員(会計年度任用職員) 若干名

## 3 勤務場所

葛飾区消費生活センター(葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内)

## 4 業務内容

- (1) 消費生活全般及び個人情報の取扱いに関する相談への対応及び苦情・あつせん処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する情報の収集及び整理並びにその情報を区民に提供すること。
- (3) 消費者に対する啓発活動その他の消費者行政に関する事務を行うこと。
- (4) その他産業経済課長が必要と認めたこと。

## 5 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで(勤務成績により4回まで更新可)

## 6 勤務時間

原則として平日週4日 午前9時～午後5時(休憩時間1時間を含む。勤務日は別途指定)ただし、夜間、土・日曜日・祝日勤務の場合あり

## 7 報酬等

月額248,509円(令和5年度実績) 期末手当あり  
交通費は月額55,000円を限度に支給 有給休暇あり  
健康保険・厚生年金・雇用保険加入

## 8 申込方法

### (1) 提出書類

①市販の履歴書（自筆、本籍の記載不要、写真貼付）

②応募資格を証する書類の写し

応募資格(1)の場合・・・合格証の写し

応募資格(2)の(ア)の場合・・・いずれかの資格証明書の写し及び実務経験証明書

応募資格(2)の(イ)の場合・・・上記(2)の(ア)の場合に定める書類及び指定講習会の修了証の写し

応募資格(3)の場合・・・勤務先が発行する在籍期間、職務内容等を明示した在籍証明書等(書式は任意)

### (2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、封筒表書きに『相談員申込』と朱書きすること。

※提出された書類はお返しできません。

### (3) 申込み及び問い合わせ先

〒124-0012 葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内

葛飾区消費生活センター 電話 03-5698-2316

## 9 申込期間

随時(採用予定人数に達し次第、募集を締め切ります。)

## 10 選考方法

書類選考の上、面接予定